

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士河口湖町長

公表日

平成27年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務	
②事務の概要	地方税法等及び国民健康保険法の規定に則り国民健康保険税の賦課、徴収事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①国民健康保険税の賦課及び調査に関する事務 ②国民健康保険税の収納、還付等に関する事務 ③督促状等の発送や滞納整理に関する事務 ④納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務 ⑤納税証明書発行事務 ⑥口座振替処理	
③システムの名称	国民健康保険税システム 収納管理システム 滞納管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[未定]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第7号及び別表第二 (照会できる事務)項番27 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 (照会できる事務)20条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	税務課	
②所属長	税務課長 古屋 立夫	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	富士河口湖町税務課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 電話番号0555-72-1113	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	富士河口湖町税務課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 電話番号0555-72-1113	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	